

17.1 国有企業及び指定独占企業（本則）

川瀬剛志 *

川島富士雄 **

I. 概要

A) 定義（17.1 条）*

「国有企業（state-owned enterprise、以下「SOE」）」とは、主として商業活動に従事し、かつ国が 1) 株式の 50%を直接所有するか、又は 2) 議決権の過半数を支配するか、又は 3) 取締役会等の構成員の過半数の任命権を保有する企業を指す*。「商業活動」とは、物品生産・サービス供給に帰結する企業の営利志向の活動であり、当該企業が決定する量・価格でこれらを消費者へ販売するものを指す。

「指定独占企業（designated monopoly）」とは、1) ある物品・サービスの唯一の供給者又は購入者（＝独占）として締約国政府により TPP 協定発効後に指定される私有の企業（つまり、TPP 協定発効以前に指定されたものは含まれない）、及び、2) 締約国が独占として指定する、又は指定した政府企業を指す。

B) 適用範囲（17.2 条）*

本章の義務は、この SOE・指定独占企業の活動で、締約国間の貿易又は投資に影響を与えるものに適用される（同 1）。公的企業・SOE の設立・維持又は独占の指定それ自体は妨げられない（同 9）

なお、以下の活動については、包括的に本章の適用から除外される。

- ・ 中央銀行・金融当局の規制・監督、通貨・関連融資及び外国為替の政策遂行（同 2）
- ・ 金融規制機関（含・有価証券や先物の取引所等の非政府組織）の規制・監督（同 3）
- ・ 締約国・公的企業・国有企業による破綻金融機関の破綻処理を目的とする活動（同 4）
- ・ 独立年金基金（同 6(a)）
- ・ 政府調達（同 7）
- ・ 政府機能遂行のための SOE による自国に対する物品・サービスの提供（同 8）

また、政府権限の行使として提供されるサービスも、本章の中核的な義務（17.4 条、17.6 条、17.10 条）の適用を受けない（17.2 条 10）。「政府権限の行使として提供されるサービス」については、[WTO のサービスに関する一般協定（以下「GATS」）1 条 3\(c\)](#)及び[金融サ](#)

* かわせ つよし／RIETI ファカルティフェロー・上智大学法学部教授

** かわしま ふじお／神戸大学大学院法学研究科教授

* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

[サービス附属書 1 節\(b\)](#)の同一の文言と同じ意味とする（同注）。

更に、ソブリン・ウェルス・ファンド（以下「SWF」）（17.2 条 5）、独立年金基金の支配・所有企業（同 6(b)）は、これらを通じた、又はこれらに対する非商業的援助に関し 17.6 条 1 ないし 3 が適用されるが、それ以外の規定については、やはり適用対象外とされている。特にマレーシアについては、カザナ傘下の SOE は、TPP 発効後 2 年間紛争解決手続に服さない（17.2 条 5 注）。

最後に、無差別待遇義務（17.4 条 1(b)及び(c)、同 2(b)及び(c)）については、SOE・指定独占企業が投資・サービスに関する留保表（TPP 附属書 I、II 及び III）に規定される措置に従って活動する場合、適用されない（17.2 条 11）。

これに加えて、以下に見る 17.4 条（無差別待遇及び商業的考慮）、17.6 条～17.8 条（「非商業的な援助」）、透明性（17.10 条）の主要規定にもそれぞれ個別の適用除外および例外が定めてられている。また、17.13 条もこれらの中核的な義務に対して個別に例外を定めている。この点については、それぞれの中核的義務ごとに説明する。

C) 無差別待遇及び商業的考慮（17.4 条）*

締約国は、SOE・指定独占企業が商業活動に従事する場合、商業的考慮に従って物品・サービスの売買を行うことを確保する義務を負う（17.4 条 1(a)、同 2(a)）。商業的考慮とは、価格、品質、入手可能性、市場性、輸送等の売買条件又は私有企業が商業上の意思決定で通常考慮する他の要因を指す（17.1 条）。

また、締約国は、SOE・指定独占企業が他の締約国の物品・サービス及び企業を無差別に取り扱うことを確保する義務を負う（最恵国待遇・内国民待遇）。まず SOE は、物品・サービス購入時には、

- ・ 他の締約国から輸入した物品・サービスと同種の自国産、当該他の締約国以外の締約国（以下「第三国締約国」）産及び非締約国産の物品・サービスの間の無差別、及び
- ・ 他の締約国からの投資で自国内に設立された企業（「自国の領域内の対象投資財産である企業」 ※対象投資財産とは、TPP 投資章の適用対象となる他の締約国の投資（9.1 条））が提供する物品・サービスと、自国、第三国締約国及び非締約国からの投資で自国内に設立された企業が自国領域内の関連市場において提供する同種の物品・サービスの間の無差別

を保証する。そして、SOE による物品・サービスの販売時には、

- ・ 他の締約国の企業と、自国、第三国締約国及び非締約国の企業との間の無差別、及び
- ・ 他の締約国からの投資で自国内に設立された企業と、自国、第三国締約国及び非締約国の投資で自国内に設立された企業との間の自国領域内の関連市場における無差別

を保証しなければならない（以上 17.4 条 1(b)、同(c)）。

また、指定独占企業についても、独占を認められた物品・サービスの購入・販売について

同様の無差別待遇の供与を確保する（17.4 条 2(b)及び(c)）。加えて、独占的地位を利用することで独占が認められていない市場での反競争的行為に直接・間接に従事することも禁じられる（同(d)）。

ただし、これらの無差別待遇の規律は、商業的考慮に従ってなされることを条件として、SOE・指定独占企業による異なる条件（価格に関する条件を含む）での売買及び取引拒絶を妨げない（17.4 条 3）。

D) 商業的考慮及び無差別待遇に対する適用除外及び例外（17.4 条、17.13 条）*

前項の義務については、17.2 条の包括的な適用除外のほか、以下のような個別の例外が幅広く定められている。まず、以下の例外が 17.4 条全体に適用される。

- ・ 締約国による国内及び全世界的な経済危機への一時的な対応措置（17.13 条 1）
- ・ 直近の連続する 3 カ年のうち 1 カ年でも商業活動から発生する収入が 2 億 SDR を下回る SOE・及び指定独占企業（同 5、計算手法は附 17A）。

また、部分的な例外として、SOE による政府の任務に従った貿易・投資関連金融サービスには、商業的考慮・無差別待遇義務（17.4 条 1）は適用されない。ただし OECD 公的輸出信用アレンジメント適合性等を要件とする（17.13 条 2、「アレンジメント」の定義は 17.1 条参照）。

SOE による商業的考慮の確保義務（17.4 条 1(a)）については、他の締約国の投資により設立される企業を差別しないかぎり（同(c)(ii)）、政府の公共サービスの任務を果たす場合に適用がないことが明記されている。なお、公共サービスの任務とは、一般公衆への直接・間接のサービス提供を指す（17.1 条）¹。

E) 裁判所及び行政機関

各締約国は、外国政府が所有・支配している企業に対する民事請求について、自国の領域において行われる商業活動に基づき、管轄権を自国の裁判所に与える（17.5 条 1）。各締約国は、自国の行政機関であって SOE を規制するものが、規制対象である企業（非 SOE を含む。）に関して公平な態様で自己の規制上の裁量を行使することを確保する（同 2）*。ここでの公平性は、当該行政機関の慣行に照らして評価する（同注）。

F) 非商業的な援助による悪影響の規制（17.6 条～17.7 条、17.14 条、附 17C(a)）*

非商業的な援助は「国有企業に対する、当該国有企業が政府によって所有され、又は支配されていることに基づく援助」と定義され、以下に該当するものを指す（17.1 条）。

- ・ 直接的な資金移転及び資金・債務の移転可能性（贈与・債務免除、商業的に利用可能

¹ 電力・ガス・通信などライフラインを提供するネットワーク産業、郵便、交通インフラなどを広く指すものと解せる（解説者注）。

なものより有利な融資・債務保証等、民間の投資慣行に適合しない出資)

- ・ インフラを除き、市場における商業的に利用可能なものよりも有利な条件で提供される物品・サービス

政府所有・支配に基づくとは、援助対象として実質的に SOE が優遇されているあるいは SOE に限定されている等の状況を意味する (17.1 条)。

このような非商業援助は、締約国が直接・間接 (非 SOE が政府の委託・指示により SOE を援助することを含む) に、又は公的企業・SOE が、これを提供することで、

- ・ 自国 SOE による物品の生産・販売
- ・ 自国 SOE による自国領域から他の締約国へのサービス供給、及び
- ・ 他の締約国又は第三国締約国への投資により設立した自国 SOE による他の締約国へのサービス供給

について、他の締約国の利益に悪影響 (adverse effects) を与えてはならない (17.6 条 1、同 2)。なお、締約国 SOE のサービスの提供により非締約国市場において生ずる悪影響については、協定発効後 5 年以内に 17.6 条および 17.7 条の適用の拡大について再交渉する (17.14 条、附 17C(a))

17.7 条 1 は 7 種類の悪影響を規定しているが、大きくは 2 種類に整理できる。第一に非商業的援助によって輸入・販売の代替・妨げが起きる場合である。つまり、非商業的援助を受けた SOE が製造・販売する物品が、

- ・ 自国市場内で、他の締約国からの同種の輸入品又は他の締約国からの投資で同自国内に設立された企業が製造する同種の物品の販売を代替し、妨げる (17.7 条 1(a))
- ・ 他の締約国の市場内で、第三国締約国からの投資で当該他の締約国の国内に設立された企業が製造する同種の物品の販売、及びその他いずれかの第三国締約国の同種の物品の輸入を代替し、妨げる (同(b)(i))、または、
- ・ 非締約国市場内で、他の締約国の同種の物品の輸入を代替し、妨げる (同(b)(ii))

場合、悪影響が認められる。加えて、サービスについても、非商業的援助を受けた SOE が提供するサービスが、他の締約国の市場内で、当該他の締約国又は第三国締約国企業による同種のサービスの供給を代替し、妨げる場合、やはり悪影響が認められる (17.7 条 1(d))。

代替・妨げは、相対的な市場シェアの著しい変動によって判断される。この変動には援助対象 SOE のシェア増加、援助によるシェア減の防止や鈍化が含まれ、明確な傾向を示すのに十分な代表的期間 (最低 1 年間) にわたり明らかでなければならない (17.7 条 2)。

第二に、非商業的援助による価格の下回り (price undercutting)、又は著しい価格上昇の妨げ、価格の押し下げ若しくは販売減少 (significant price suppression, price depression or lost sales) である。非商業的援助を受けた SOE が製造・販売する物品が、これらを

- ・ 自国市場で、他の締約国からの同種の物品の輸入もしくは自国内の他の締約国の対象投資財産たる企業が製造する同種の物品に対して (17.7 条 1(c)(i))、又は

- ・ 非締約国市場で、他の締約国からの同種の物品の輸入に対して（同(ii)）、引き起こす場合、悪影響の発生を認める。また、非商業的援助を受けた SOE が提供するサービスが、他の締約国の市場内で、当該他の締約国又は第三国締約国企業が提供する同種のサービスに対して、これらを引き起こす場合、やはり悪影響の発生が認められる（17.7 条 1(e)）。

価格の下回りについては、援助対象の SOE が生産・提供するものと同種の物品・サービスとの価格比較によって示され、その際、取引段階や時期等価格比較に影響する要因を考慮する（17.7 条 3 及び 4）。

G) 非商業的な援助による損害の規制（17.6 条、17.8 条）*

以下の条件を満たす場合、他の締約国内の対象投資財産である SOE への非商業的援助によって、当該他の締約国（以下「投資受入締約国」）の国内産業に損害（injury）を引き起こしてはならない（17.6 条 3）。

- ・ 自国 SOE による投資受入締約国市場における物品の製造・販売に関し援助が行われ、かつ
- ・ 投資受入締約国において、同国国内産業が同種の物品を製造・販売している場合
損害は実質的損害（material injury）を意味し、「国内産業に対する実質的な損害もしくはそのおそれ、又は国内産業の確立の実質的な遅延」と定義され、SCM 協定 15 条注釈のそれと同一である（17.8 条 1）。損害の有無は以下の要因を検討して決定する。
- ・ 当該援助対象 SOE の投資受入締約国市場における生産増、及び価格の下回り等の価格に対する効果（17.8 条 2）
- ・ 生産、販売、シェアの等の落ち込み、国内価格への影響要因、キャッシュフローや在庫等への影響など幅広い要因を含む、投資受入締約国の国内産業への影響（同 3）
- ・ 当該援助対象 SOE の生産する物品と投資受入締約国の国内産業の損害の因果関係、及び当該物品以外の要因による損害の峻別（不帰責テスト）（同 4）

損害のおそれ、SCM 協定 15.7 条に類似した文言により規定されている。損害のおそれは、単に申立て、推測、希薄な可能性ではなく、損害に至る状況変化は明らかに予見され、かつ、差し迫ったものでなければならない（17.8 条 5）。また、検討要因も非商業的援助の性質や、問題の製品の増加、生産能力の増加など、輸入と直接投資による国内生産の違いはあれども、SCM 協定 15.7 条に類似した要因を検討することが奨励されている（同注）。

H) 非商業的な援助に対する規制の適用除外・例外（17.6 条、17.7 条、17.13 条）*

B) で説明した包括的な適用除外のほか、以下の個別の適用除外・例外が定められている。
まず、17.6 条の義務全体にかかる例外として、前述の経済危機例外（17.13 条 1）及び収入 2 億 SDR 以下例外（同 5、附 17A）が適用される。また、デフォルトに伴う差し押さえ

や投資保険支払いに伴い一時的に域外企業の所有権を SOE が得る場合も、当該企業に 17.6 条は適用されない (17.13 条 4)。

部分的な例外として、前述 D) の 17.4 条の義務の一部に関する貿易・投資関連金融サービス例外 (17.13 条 2) と同旨の例外が、サービス供給に関する悪影響の禁止 (17.6 条 1(b) 及び(c)、同 2(b)及び(c)) について別途定められている。ただし、当該例外の範囲は、投資受入締約国が自国向けにこれらのサービスを行う他の締約国の SOE に現地拠点を求める場合に限られる (17.13 条 3)。

また、SOE が自国内でサービス供給を行う場合そもそも悪影響を引き起こさないものとみなされる (17.6 条 4)。更に、TPP 署名前に提供されたか、あるいは署名後 3 年以内に署名前の法令や契約上の義務に従って提供された非商業的援助も、同じく悪影響を引き起こさないものとみなされる (17.7 条 5)。

D) 透明性 (17.10 条) *

締約国は SOE のリストを発効後 6 か月以内に、及び独占企業の指定又は既存独占による独占の範囲の拡大等を速やかに、ウェブサイト公表するか、他の締約国に通報する (17.10 条 1 及び 2)。

また、他の締約国の書面による要請に従い、締約国は下記の情報を提供する。

- ・ 個別 SOE・政府独占企業につき、政府等の株式・投票権の保有率、役員等として勤務する政府職員の官職、直近 3 年間の年間収益及び資産総額など (同 3)
- ・ 非商業的援助を交付する政策及びプログラムにつき、援助の形態、援助機関の名称、援助額、利率 (融資や保証の場合) など (同 4～7)

J) 透明性規律の例外及び留保等 (17.10 条、17.13 条) *

B) で説明した包括的な適用除外のほか、17.10 条には収入 2 億 SDR 以下例外 (17.13 条 5、附 17A) が適用される。また、国別留保表 (附 IV) 記載の措置は 17.4 条、17.6 条の適用のみを留保されるが、ブルネイ、マレーシア、ベトナムについては、加えて留保表記載の特定項目に 17.10 条全体又は一部の義務が適用されない (17.10 条注 1、同注 2、同 2 注)。また、これら 3 か国は 17.10 条 1 項の義務の実施に協定発効から 5 年の猶予が与えられ、代わって協定発効から半年 (ブルネイは 3 年) 以内に事業収入年 5 億 SDR 以上の SOE のみを公表する (17.10 条 1 注 1、同注 2)。

K) 国別留保表 (17.9 条 1、同 3、附 17E、同 F、附 IV)

各締約国は国別留保表を TPP 協定附属書 IV に登録している。ここに記載した SOE・指定独占企業及びその活動について、締約国ごとに個別に 17.4 条及び 17.6 条の適用を留保できる (17.9 条 1)。なお、シンガポールと我が国は国別留保表を提出していない。詳細は「17.2

国有企業（国別留保表）」を参照。

シンガポールは別途本章附属書 17-E で例外を留保している。シンガポール政府又はその SWF は SWF に所有・支配される国有企業に対し決定を指示し、又はそれに影響を与えないとした上で、シンガポールは SWF に所有・支配される SOE について中核的義務の相当部分につき適用対象から外している。この SWF にはテマセクと GIC が含まれる（附 17E1 注）。まず、商業的考慮及び無差別待遇義務（17.4 条 1）は全て適用を免れる（附 17E 2）。非商業的援助の規律（17.6 条 2）については、政府・SWF が協定違反以前の 5 年間に CEO や役員の過半数指名等を行った場合、又は法令等によって対象の SOE が他の SOE に非商業的援助を行った場合等に限定して適用される（附 17E3）。また、SOE リストの通報・公表（17.10 条 1）も SWF の年次報告書の公表等により実施と見なされる（附 17E4）。

また、マレーシアも、本章附属書 17-F において、プルモダラン・ナショナル社及び巡礼基金が政府の投資の指示を受けず、一定の個人向け業務を行うかぎり、これらを本章の適用から包括的に外している（附 17F1）。ただし、政府によるこれらの傘下の SOE に対する非商業的援助、及び傘下 SOE を通じた非商業的援助については、17.6 条 1 及び 3 の規律に服する（附属書 17F 2）。

L) 地方政府の SOE・指定企業（17.9 条 2、17.14 条、附 17C(a)、附 17D)

各締約国は地方政府の所有にかかる SOE 及び地方政府の指定による独占企業については、17.4 条、17.6 条及び 17.10 条の中核的義務、及び外国 SOE の民事請求に対する裁判管轄権付与義務（17.5 条）の適用について、一部ないしは全てを留保している（17.9 条 2、附 17D、ただしブルネイ及びシンガポールは留保せず）。地方 SOE・指定独占企業へのこれらの規律の適用については、協定発効 5 年以内に再交渉する（17.14 条、附 17C(a)）。

M) 国有企業及び指定独占企業に関する小委員会（17.12 条）

締約国の政府代表から構成され、当該章の規定の運用・実施及び見直し、当該章の下で発生する問題に関する協議等の任務に従事する。

N) 紛争解決手続における情報収集手続（17.15 条、附 17B）

17.4 条又は 17.6 条違反で 28 章の紛争解決手続に案件を付託する場合、質問締約国（通常は情報を必要とする申立国）は回答締約国（通常は情報提供する立場の被申立国）に書面で情報提供を求めることができ、パネル設置から概ね 90 日以内に 2 度の書面交換が予定されている（附 17B パラ 2～4）。提出された情報は秘密情報として指定することができる（同パラ 6）。仮に質問締約国が回答締約国の情報提供における非協力を申し立て、パネルがそのように認定する場合、パネルは報告書の作成に際して非協力の事実につき不利益的に推定するよう勧奨される（同パラ 4、8、9）。

II. 解説・コメント

《交渉経緯》 本章は、TPP 交渉全体の中でも、知的財産章、投資章等と並んで、最も交渉が難航した章の 1 つである。本章の規律は、当初、競争政策章（16 章）と一体として交渉されていた模様だが、途中段階で、それとは分けて交渉が進められ、現在の 17 章の形に落ち着いたと考えられる²。本章は、米国政府が、中国等の国有企業に対する優遇に対する同国民間企業からの強い懸念に応える形で、2011 年 10 月に原案を提案し、同交渉をリードしたが、マレーシア、ベトナム等、国有企業の経済に占める比重や役割の大きな交渉参加国からの強い抵抗を受け、国内サービス例外（17.6 条 4）や各国の広範な留保（附属書 IV 等）等を受け入れざるを得なくなり、I. 概要で紹介したような多数の適用除外、例外及び留保を内包する形に落ち着いたと考えられる³。

《SOE の定義と対象企業・活動》 他方、SOE の定義は極めて限定的であり、政府の意を受け、その援助のもとに非経済的な行動をとる企業を十分に捕捉できない可能性がある。例えば米星 FTA では、シンガポール側が商業的考慮に従うこと等を約束する SOE（なお、同 FTA では「政府企業（government enterprises の用語）」を用いる）の範囲を定義するにあたり、政府の影響力行使をより実態に即して柔軟に捉えている（同 12.3 条 2(a)～(f)、12.8 条 5 及び 6）。また最低収入基準も設定されていない。更に、年次情報公開（同 12.3 条 2(g)）を義務付けられる「対象企業（covered entity）」の範囲も、上記の政府の影響力の緩やかな理解に加え、対象となる企業規模の基準を TPP 協定第 17 章よりも少額の年収又は総資産に設定することにより、広く設定している（同 1）。このように本章の SOE の定義は、米星 FTA の類似概念の定義と比較して、明らかに著しく狭い。

《膨大な適用除外、例外及び留保》 17.2 条は一部の SOE・指定独占企業の活動について包括的に、あるいは中核的義務について部分的に、適用を除外する。また、17.13 条も中核的義務について例外を規定する。このほか、中核的義務を規定する各条にも適用除外・例外が規定され、加えて国別留保表も広い留保を認めている。こうした適用除外等は、上記の限定的な SOE の定義と併せて、本章の実効性に課題を残した。

《無差別待遇供与の義務の明確化》 SOE 及び指定独占企業の商業的考慮に従った行動の確保義務については、例えば米星 FTA 12.3 条にも同旨の規定がある。しかし、関連市場

² 川島富士雄「オーストラリアにおける競争中立性規律—TPP 国有企業規律交渉への示唆—」REITI Discussion Paper Series 15-J-026（（独）経済産業研究所、2015）12 頁参照。結果として、競争政策章は比較的早い段階である 2014 年 2 月には最終文案化を済ましたとされる。「16 競争政策」も参照。

³ 同上、7-14 頁。

を特定し、物品・サービス貿易、対象投資財産の別に詳細な無差別待遇供与の義務を定めた点で（17.4 条 1(b)及び(c)、同 2(b)及び(c)）、本章の規定は既存 FTA を上回る。

《規制上の優遇》 SOE の競争優位は必ずしも非商業的援助だけではなく、規制上の優遇や破産の適用免除等によってももたらされる⁴。17.5 条 2 は行政規制による規制裁量による優遇を禁止しているものの、例えば競争法や環境規制等を法令上 SOE についてのみ適用除外にするような場合は、同項の範囲外となり、規制上の優遇への対処が不十分である。

《非商業的な援助の概念》 1. F)の概要から、非商業的援助とは、制度上又は事実上 SOE に特定された、市場の調達条件よりも有利な金銭、物品、サービスの提供を意味する。よって、非商業的援助の本質は補助金であり、その概念は WTO の SCM 協定 1.1 条(a)(i)の資金的貢献、及び同 1.1 条(b)及び同 14 条の利益要件に準じたものである。また、援助が政府所有・支配に基づくことの要件は、17.1 条で定義されており、SCM 協定 1.2 条及び同 2 条の特定性要件に相当する。これらの概念については WTO 紛争解決手続における解釈の蓄積があり、本章の運用においてもこれらが参照されよう。

《「悪影響」と「損害」》 これら二つの損害概念も、極めて SCM 協定に類似した概念である。その運用にはやはり WTO 紛争解決手続における解釈の蓄積が参照されよう。

もっとも、WTO の経験から明らかなように、補助金の市場に対する評価は極めて事実志向の判断を要し、膨大な証拠の経済的評価を必要とする。常設の事務局に経験豊富な職員を擁し、これらがパネルの事実認定を補助する WTO パネルにあっても困難なこの作業が、おそらく WTO に比肩しうるリソースを有する事務局の設置を想定しない TPP におけるパネルにおいて、適切に行われるのか疑問が残る。

《非商業的援助の規律対象の拡大》 本章の最も大きな貢献として、非商業的援助規律がこれまで WTO の埒外にあったサービス、投資に対する補助金にも規律を拡大したことが挙げられる（後掲の表 1 から表 2 への拡大）。国内企業に対する物品の生産・販売に関する補助金はこれまでも WTO の[補助金及び相殺措置に関する協定](#)（以下「SCM 協定」）で捕捉できたが（表 1 の上の行、いずれも✓＝規律あり）、サービス補助金についてはドーハラウンドにおけるルール策定が頓挫している。但し、補助金供与国が問題のサービスに関し内国民待遇約束を行っている場合、同国内において規律を及ぼす可能性はある⁵（条件付規律＝赤）。また、WTO の枠組みの外となるが、二国間等の投資協定においてポジリスト方式で

⁴ Antonio Capobianco & Hans Christiansen, [Competitive Neutrality and State-owned Enterprises: Challenges and Policy Options](#) 6-7, OECD Corporate Governance Working Papers No.1 (2011).

⁵ 川瀬剛志「[世界金融危機下の国家援助と WTO 補助金規律](#)」REITI Discussion Paper Series 11-J-065（独）経済産業研究所、2011）17-23 頁。

内国民待遇原則（設立後）を約束するか、ネガリスト方式で補助金を留保しないか、あるいは補助金自体を協定の適用除外としない場合、補助金が対象投資財産に対する差別を構成し、同原則違反が問われる可能性はある。また、補助金による差別待遇は、公正公平待遇原則違反を構成する場合がある（条件付規律＝赤）。他方、海外投資先企業に対する投資母国からの補助金に対する規律は、いずれの投資協定においても、そもそも存在しない。

本章の大きな特徴は、こうした従来の規律では捕捉されない補助金について、国有企業に対する場合に限定して規律を及ぼしたことにある。表 1 で△（一定の条件を満たす場合のみ規律、赤）又は－（規律なし、白）であった 6 領域が、表 2 では 8 領域に細分化されているが、本章はそのうち 5 領域において規律を拡大した（緑）。特に他の締約国に対する投資によって設立された SOE に対する援助まで規律を拡大している点（表 2 の「輸入国内市場×投資による物の供給」の領域）は、昨今のグローバルな SOE の事業展開に対応したルールになっている。他方、TPP 非締約国市場における悪影響は、物の貿易の領域でしか規律が及ぼされていない。非締約国市場における悪影響でいまだ規律対象ではない 2 領域のうち、サービスの貿易の領域については、5 年以内に再交渉することとされている（附 17C）。

表 1 既存規律による補助金規律（但し対象は国有・非国有含む）

問題となる市場／分野	援助国内市場 (例 中国)	輸入国市場 (例 米国)	第三国・世界市場 (例 米中が競争)
物の貿易 (WTO・SCM 協定)	✓（禁止補助金・ 対抗可能補助金）	✓（相殺関税）	✓（禁止補助金・ 対抗可能補助金）
サービスの貿易 (WTO・GATS)	△（内国民待遇、た だし約束がある場合）	—	—
投資 (BIT および FTA 投 資章)	△（協定により、公 正衡平待遇原則およ び内国民待遇）	—	—

表 2 TPP・国有企業章による非商業的援助規律（但し対象は国有企業のみ）

注：＋又は⇒の記号の上段が WTO 協定等既存規律、下段が TPP の新たに導入した規

問題となる 市場／分野	援助国内市場 (例 ベトナム)	輸入国市場 (例 米国)	第三国市場 (例 米越in豪)	世界市場 (非TPP)
物の貿易	✓(禁止・対抗) + 17.7条1a, 同c(i)	✓(相殺関税)	✓(禁止・対抗) + 17.7条1b(i), 同c(i)	✓(禁止・対抗) + 同左b(ii), 同c(ii)
サービスの 貿易	△(内国民待遇) ⇒ 国内サービス例外 (17.6条4)	— ⇒ 17.7条1d, 同e (含 援助を受けた 対象投資の加害)	— ⇒ 17.7条1d, 同e (含 援助を受けた 対象投資の加害)	— ⇒ 規律なし 附17C (再交渉)
投資による 物の供給	△(公正衡平待遇, 内国民待遇) ⇒ 17.7条1a (対象投資が被害)	— ⇒ 17.6条3 (援助を受けた対 象投資が加害)	— ⇒ 17.7.1b(i), 同c(i) (対象投資が被害)	— ⇒ 規律なし

なお、政府ではなく SOE による非商業的援助の規律については、現行の SCM 協定 1.1 条(a)(1)柱書及び同(iv)では、SOE の政府機関としての性質あるいは支援について政府から SOE への委託・指示の立証が求められ、その証明は容易ではない⁶。本章はこの証明を経ずして、公的企業・SOE による非商業的援助であれば SCM 協定類似の損害規律を直接課することができる点で、WTO プラスの規律と言える（17.6 条 1、同 2）。

《透明性規律の実効性》 WTO においては SCM 協定 25 条の通報制度はほとんど機能していない。これに対して本章は一方的な通報ではなく影響を受ける締約国からの請求によって非商業的援助に関する情報提供が行われる点で、一定の改善が見られる。

しかし、情報の請求にあたり、請求国は当該 SOE の活動あるいは援助がどのように締約国間の貿易・投資に影響しうるかを説明しなければならない（17.10 条 3 柱書及び 4）。この説明が情報提供の条件となっているので、請求を受けた締約国はこの点に不備があれば情報提供を拒否できると解せるが、「影響しうるか（may be affecting/affects or could affect）」とあるため、求められる水準は高くない可能性はある。ただし、そもそも非商業的援助自体に透明性がなければ、情報提供を要求すべき援助を特定することも困難である。

III. 備考および更新情報

⁶ 例えば、前者については [US-AD and CVD \(China\) \(AB\)](#), ¶¶ 282-322, WT/DS379/AB/R (Mar.11, 2011)、後者については [US-DRAMS CVD Investigation \(AB\)](#), ¶¶ 108-116, WT/DS296/AB/R (June 27, 2005) を参照。

v.1.1: TPP 協定 2016.3.20 訳文に平仄を合わせた字句訂正および一部条文内容の説明不足を加筆した (I. H)および L)。

v.2 : II.の一部誤記訂正及び《非商業的援助の規律対象の拡大》について一部加筆・修正した。

v.3 : I.の一部につき、加筆、誤りの訂正、表現の明確化を行った (A)、B)、H))。また、II. については、《SOE の定義と対象企業・活動》において大幅な修正を行った。